

## 羽島市市長交際費の公表に関する要綱

平成18年3月31日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政の運営に資するため、市長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出日

(2) 支出区分

(3) 支出件名(相手先個人名は公表について同意を得られたもののみ)

(4) 支出金額

(公表の時期)

第3条 市長交際費の公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 市長交際費の公表は、秘書広報課において閲覧及び羽島市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に支出のあったものについて適用する。